

トピックス

専門訴訟～より充実した審理を目指して

医事関係訴訟や建築関係訴訟などの「専門訴訟」に関しては、近年、社会的にも注目が集まっています。平成15年7月に成立した「民事訴訟法等の一部を改正する法律」の中でも、専門訴訟の審理をより充実させるため、専門家の協力を得やすくし、訴訟の運営を円滑にするという観点から、

1. 専門委員制度の創設
2. 鑑定手続の改善

という方策が盛り込まれています。

そこで、これらの新しい制度の内容とともに、現在行われている専門訴訟の運営に対する改善への取組についても紹介します。

1. 専門訴訟とは

裁判所に提起される民事訴訟には様々なものがありますが、中には医療ミスや欠陥住宅によるトラブルのように、紛争を解決する上で、医学や建築学などの専門的な知識やノウハウが必要とされるものがあります。これらの訴訟は「専門訴訟」と呼ばれています。

このような専門訴訟が提起される件数は、近年増えてきています。また、専門訴訟の種類によっては、その平均審理期間を民事訴訟全体のものと比べると、長期にわたるものが見受けられるところです。

専門委員と鑑定人の主な相違点

	専門委員	鑑定人
身 分	裁判所に所属する職員 (専門的な知見に基づく説明をするために必要な知識経験を有する者)	裁判所に所属する職員ではない (鑑定に必要な学識経験のある者)
関与の場面	争点及び証拠の整理等の手続 証拠調べ 和解	主に証拠調べ
説明又は意見の性質	専門的な事項に関する当事者の言い分や証拠などについて、裁判所のアドバイザー的な立場から、分かりやすく説明をする。この説明は、アドバイザー的な立場からのものであり、説明した内容は証拠とはならない。	裁判所から求められた鑑定事項について、意見を述べる(鑑定人の意見として、書面(鑑定書)の提出を求められるのが一般的である。)。この意見は証拠となり、判決の基礎となる。

2. 改正法について

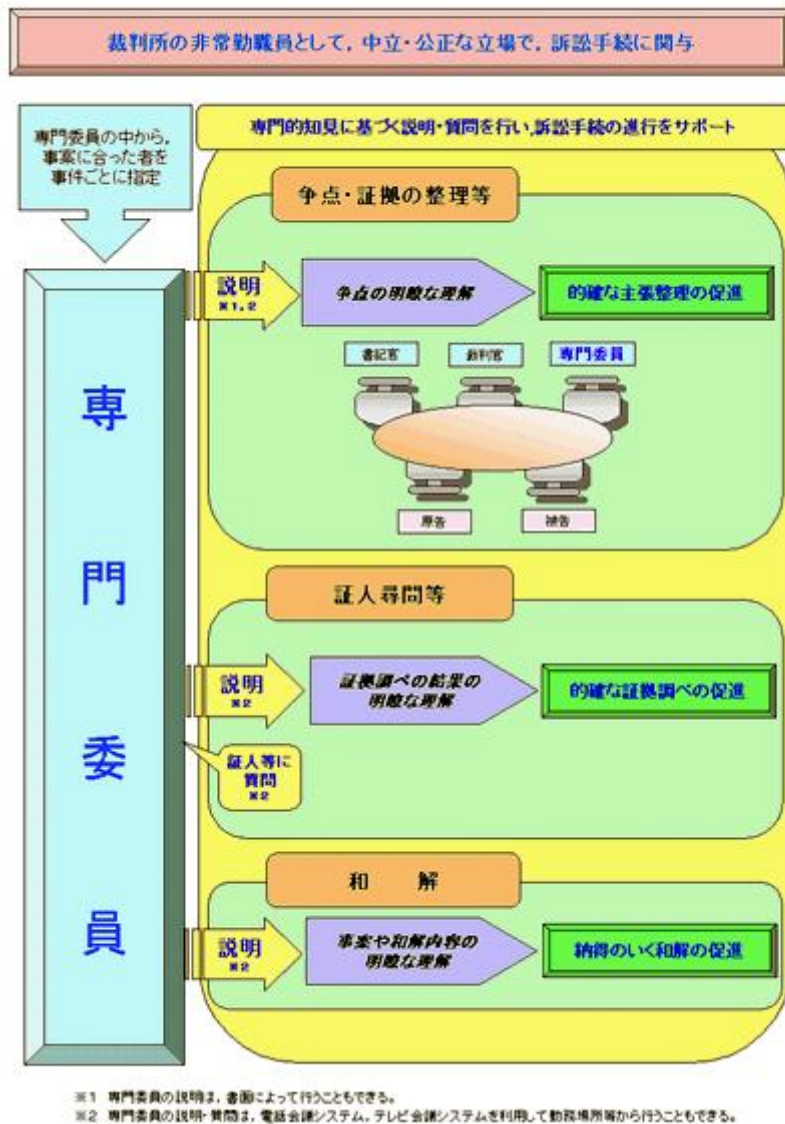
平成15年7月9日に、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」が成立しました。この法律においては、専門訴訟について、今まで以上に専門家の適切な協力を得られるように、訴訟手続のすべての段階において専門家の関与を求めることができる専門委員制度が創設され、また、専門家が鑑定を引き受けやすくするために、鑑定手続の改善が図られました。

1. 専門委員制度の創設

従来の専門訴訟においては、裁判所と当事者だけで審理を行うことが多く、紛争における真の問題点等を把握するまでには、多くの困難を伴うことが少なくありませんでした。

そこで、裁判所に不足している専門的な知識を補ってもらうために、専門委員制度を設けて、手続のすべての段階に関与し、専門的知見に基づく説明を行ってもらうことができることになりました。各手続における専門委員の発言は、鑑定人の意見と異なり、証拠となるものではありません。その点では、鑑定人に比べて、むしろ、手続全体にわたって幅広くアドバイスをしてもらうという役割が期待されているところです。

専門委員の訴訟手続への関与イメージ



また、専門委員となる専門家は多忙であることが多いので、口頭弁論や和解の手続において、電話会議やテレビ会議の方法を利用して説明をしてもらうことができるものとされました。なお、専門委員は、裁判所を手助けする立場にあるものであり、非常勤の国家公務員として、国から手当が支給されることになります。

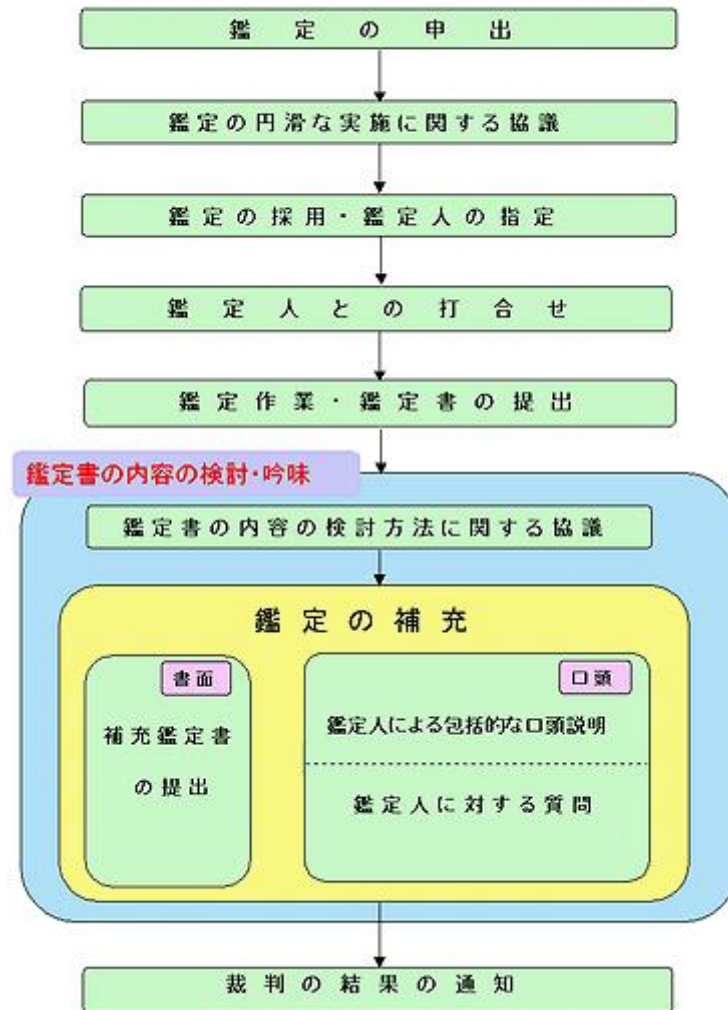


テレビ会議システムを利用して専門家が審理に関与する様子（模擬）

2. 鑑定手続の改善

従前、鑑定人が、法廷で当事者等から鑑定の内容について質問される場面（鑑定人尋問）で、「一問一答式の質問をされ、言いたいことを言わせてもらえなかった。」、「人格を非難されるような言動があった。」など、不愉快な思いをすることがあるとの指摘がありました。そのようなことが、鑑定を引き受けてもらう専門家がなかなか見つからない原因にもなっていました。そこで、これまでの運用上の取組等を前提に、鑑定人に対する質問手続を整理し、必ずしも一問一答式による必要はないものとし、また、始めに鑑定人が意見を述べ、その後、裁判長がまず質問をすることとするなど、鑑定の内容について検討・吟味を行う上でも、鑑定人が必要な意見を十分に述べられるような手続としました。また、多忙な専門家が鑑定を引き受けやすくするため、遠隔地に居住しているといった場合以外にも、テレビ会議の方法を利用できるようになりました。このほかにも、今後改正される民事訴訟規則等で、鑑定人に配慮した規定が定められる方向で準備が進められています。

改正後の鑑定手続の流れのイメージ



3. 専門訴訟に関するそのほかの取組

そのほか、鑑定人を確保するための取組として、鑑定手続について分かりやすく説明した「鑑定人 CD-ROM」やパンフレット「鑑定人になられる方のために」を作成しました。

また、医学、建築学等の専門家、法曹関係者及び一般有識者で構成されている「医事関係訴訟委員会」及び「建築関係訴訟委員会」を最高裁判所に設置し、全国の裁判所からの希望に応じて、事案にふさわしい鑑定人を推薦しています。さらに、医療の分野を中心に、各地において、医師、弁護士、裁判官等が意見交換等を行う場として、専門訴訟連絡協議会や専門訴訟ガイダンスが開催され、医療界と法曹界との相互理解が深められてきているところです。

さらに、専門訴訟の事件数が多い裁判所では、これらの事件を専門に、又は集中して取り扱う部署が設けられています。これらの部署では、専門訴訟の進め方のノウハウ等を蓄積しており、専門訴訟における運営の更なる改善のために、そのノウハウ等が多くの裁判所でも活用されています。

4. おわりに

このように、専門訴訟において専門家の協力を得て円滑に手続を進行させ、審理を充実させるために、様々な対応策が工夫されてきましたが、この度の改正法によって創設された専門委員制度等の新しい制度による専門訴訟の運営の改善が今後大いに期待されるところです。